

## 社会福祉法人嘉永会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人嘉永会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事の報酬
- (2) 非常勤の役員の報酬
- (3) 評議員の報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 3 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、旅費規程を準用し、旅費を支給することができる。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間930万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、職員給与規定に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等の支給は、次の各号の者に支給する。
  - (1) 現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(2) 死亡により退任した者が受給者を指定し、あらかじめ受給者を法人に届けている場合には、その指定を受けた者に支払う。指定がない場合には、死亡により退任した者の遺族に支払う。

(通勤手当)

第6条 通勤のために交通機関を利用する理事には、通勤運賃相当額を通勤手当として支給する。

(費用)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。あらかじめ受給者を法人に届けている場合には、その指定を受けた者に支払う。指定がない場合には、死亡により退任した者の遺族に支払う。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年4月23日から施行する。

この規程は、令和7年3月15日改訂施行する。

別表1（常勤の理事に対する報酬等）

役職名	報酬の額
理事長	400,000円
業務執行理事	350,000円

別表2（非常勤の役員及び評議員に対する報酬）

## （1）理事

名称	報酬の額
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の業務	

※報酬の額は、所得税を控除（預かり）後の金額とする。

## （2）監事

名称	報酬の額
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の業務	

※報酬の額は、所得税を控除（預かり）後の金額とする。

## （3）評議員

名称	報酬の額
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の業務	

※報酬の額は、所得税を控除（預かり）後の金額とする。